被告が昭和六一年三月一五日付けでした原告の昭和五七年分の所得税に関する 更正のうち課税総所得金額について四二六万五〇〇〇円を超える部分及び短期譲渡 所得金額を一億二三二五万円とする部分並びに同所得税に関する過少申告加算税賦 課決定を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第一 原告の請求

主文同旨

第二 事案の概要

当事者間に争いのない事実

1 原告の本件土地の取得及び譲渡の経緯

(一) 原告は、Aと夫婦であったが、昭和五七年三月八日に成立した最高裁判 所昭和五五年才第一〇七四号離婚等請求事件の和解(以下「本件和解」という。)によりAと協議離婚した。原告は、右和解において、離婚に伴う財産分与として、Aから、東京都新宿区<地名略>所在の宅地八七・六六平方メートル及び同所<地名略>所在の宅地三七七・六四平方メートル(以下、この両土地を合わせて「本件土地」という。の譲渡を受け、昭和五七年一二月二七日にその所有権移転登記手続 を了した。

その後、原告は、同年七月一日付けの売買契約により、株式会社裕文社(以下「裕文社一という。)に対し、本件土地を代金三億五二五〇万円で売却した。

件土地は、南西側の一・三九メートルの間口のみが公道に接し、その北側 が崖地となっているため、本件土地のみでは建物の敷地として利用することが困難 な土地である。

他方、本件土地の南西側に隣接して原告の長男であるBの所有する東京都新宿区< 地名略>所在の宅地五六・八九平方メートル(以下、この土地を「北町の土地」と いう。)があり、本件土地と右北町の土地を一体として利用した場合には、その公 道に接する間口が一五・七六平方メートルとなり、その利用価値が増大する関係にある。なお、右北町の土地は、もとは東京都の所有に属していたものを昭和三七年九月ころに原告が払下げを受け、その後昭和四八年三月ころに原告からBに譲渡されたものであった。

裕文社は、Bが代表取締役を務めている会社であり、昭和五七年六月二五日の取締 役会において本件土地と北町の土地とを一体として買い受けることを決議しており、裕文社が原告から本件土地を買い受けるに当たっての三億五二五〇万円という 代金額は、右のような事情を基礎としたものであった。なお、右北町の土地も、昭 和五七年七月一日付けで、Bから裕文社に対して代金四二五〇万円で売り渡された。もっとも、右北町の土地の売買契約は、これによる譲渡所得が短期譲渡所得となる事態を避けるため、その後解除され、改めて昭和五九年二月六日付けでこれと同一内容の契約が締結されるに至っている。

本件課税処分の経緯

原告は、被告に対し、昭和五八年三月一五日、昭和五七年分の所得税の確 (一) 原告は、被告に対し、昭和五八年三月一五日、昭和五七年分の所待税の確定申告をした。その際、原告は、本件売買契約による譲渡所得の金額につき、譲渡収入金額を右売買代金額の三億五二五〇万円とするとともに、財産分与による本件土地の取得費も本件売買契約の代金と同額の三億五二五〇万円であるとして、分離課税の短期譲渡所得の金額を零円とし、また、同年分の原告の不動産所得金額三二八万一八〇四円と給与所得金額二三四万七七六〇円を合計した所得金額が一〇〇〇万円を超えないことから、昭和五八年法律第一一号による改正前の租税特別措置法(以下「世界法」といる。) これ名の四第一項による表面を特別物際が適用さ (以下「措置法」という。) 二九条の四第一項による老年者年金特別控除が適用されることとなるとして、課税総所得金額を四二六万五〇〇〇円として申告した。 (二) ところが、被告は、昭和六一年三月一五日、原告の本件土地の譲渡収入金額は右売買代金額の三億五二五〇万円であるが、その取得費は二億二九二五万円であるとして、短期譲渡所得の金額を一億二三二五万円とし、これに伴い、原告には措置法工作系の四条では、まるを存者年金特別控除が適用されないこととなるた。 め、課税総所得金額が五〇九万一〇〇〇円になるとして、所得税額を八九六〇万七 三〇〇円とする更正(以下「本件更正」という。)及び加算税額を四四五万一〇〇 〇円とする過少申告加算税の賦課決定(以下(本件決定)という。)をした。 (三) なお、本件更正及び本件決定が、原告の確定申告のあった後三年間を経過 する昭和六一年三月一五日になってなされたのは、次のような事情によるものであ

った。

すなわち、前記のとおり、財産分与として本件土地を原告に譲渡したことにより、Aについても譲渡所得が生じたこととなるが、Aは右の譲渡所得について昭和五七年分所得税の確定申告を行わないでいた。そこで、被告は、Aに対し、昭和五九年二月二九日付けで、右譲渡所得につき譲渡収入金額を原告の裕文社に対する本件土地の売却価額である三億五二五〇万円と同額とする決定処分を行った。これに対て、Aは右処分を不服として異議申立て及び審査請求を行い、昭和六〇年一一月二六日に出された審査裁決において、右収入金額を本件土地のみを北町の土地とはが立に単独で取引する場合の価額である二億二九二五万円とすべきものとの判断がなされ、Aはこれを争わずに、同裁決が確定した。そこで、被告は、右の裁決による判断に合致させる形で、原告の本件土地に関する譲渡所得についても、その取得を右二億二九二五万円として、本件更正及び本件決定を行うに至ったものである。争点

本件の争点は、専ら右裕文社への本件土地の譲渡による譲渡所得の金額がいくられるのかの点にあり、また、前記のとおり、本件土地の譲渡による収入いな額を額がいるのかの点にあり、また、前記のとおり、本件土地の譲渡によるであることについては当事者間にととかがなるになり、本件土地の譲渡による所得金額と原ととなり、持て出土地の譲渡にあらとすべきかのみが本件の争点とと合うできるととない。本件土地の譲渡に方円を超えるととない。とおりには、本代主のの課税には、大方五〇〇円になることには、方方五〇〇円になることにのである。との、次のとおりであり、は、本件土地の価をすべきがのには、大方五〇〇円になるには、本件土地の価をいても、の課税に当ましても、のとおりの取得は、本件土地の価をすべきがい、たらとのには、大方五〇〇円になるにとらとすべきがのよれることを前提とした評価をすべきかの点が、大きかのおり、なり、大きないのである。とないのである。

- 1 被告の主張
- (一) 原告の本件土地の譲渡による譲渡所得の金額の計算に当たっては、原告が財産分与を受けた時の本件土地の価額をもってその取得費とすべきである。しかも、右所得費の算定の基準時となる資産取得時とは、本件土地が原告の支配下に入った時、すなわち本件土地について原告のために所有権移転登記がなされた日である昭和五七年三月二七日をいうものと解すべきである。
- (二) 右昭和五七年三月二七日の時点における本件土地の価額は、その公道に接する間口が前記のとおり一・四メートル弱しかないこと等からして、右時点を基準時とした本件土地の鑑定価額である二億二九二五万円であったものとすべきである。
- 原告から裕文社への本件土地の売却価額である三億九五〇〇万円という価額は、偶々裕文社が本件土地を北町の土地と一体として取得することとしたという原告の本件土地取得時以後に生じた事情のため、本件土地の価額がこれを独立の土地として取得することとした場合の価額より増価したことによって生じたものであるから、これをもって右昭和五七年三月二七日時点における本件土地の価額に相当するとすべきものではない。
- (三) 仮に、本件土地の価額を、本件土地がこれに隣接する北町の土地と併合され両地が一体として利用されることを前提として評価すべきものとしても、この併合による値上り益は、結果として生じた原告から裕文社への売買の代金額に基づいて算定するのではなく、これを本件土地と北町の土地の各寄与率に応じて配分して算定すべきであり、このような方法によって評価した右昭和五七年三月二七日の時点における本件土地の価額は、二億八四三四万円となる。
- 点における本件土地の価額は、二億八四三四万円となる。 したがって、被告は、予備的に、本件土地の取得費を右二億八四三四万円と主張する。
- 2 原告の主張
- (一) 本件土地の取得費の算定の基準時となる資産取得時は、本件土地が原告の 現実的配下に入った時、すなわちAが本件土地にあった門扉、塀等の構築物を収去 して本件土地を現実に原告に引き渡した昭和五七年七月三一日をいうものと解すべ きである。

- (二) 右昭和五七年七月三一日の時点における本件土地の価額については、これと近い時期に本件土地の売買がなされており、それが正常な取引の範囲内にあると認められるときは、その売買価額をもってその価額と認定するのが合理的である。したがって、前記の同年七月一日付けの本件売買契約における売買価額である三億五二五〇万円をもって右七月三一日の時点における本件土地の価額とすべきである。
- (三) 仮に本件土地の取得時における価額を鑑定によって認定すべきものとしても、前記Aと原告との間での和解においては、原告が本件土地を北町の土地と一体として有効利用できることを当然の前提としたうえで、本件土地を離婚に伴う財産分与として原告が取得することが合意されたのであるから、本件土地の価額についてはこれを北町の土地と一体として利用されることを前提とした鑑定評価がなされるべきである。

第二 争点に対する判断

財産分与によって譲渡された資産の取得費の算定方法について

二 本件和解における本件土地の評価額等について

1 本件財産分与に関連する事実関係としては、各項目の末尾に掲記した証拠により、次の事実を認めることができる。

(一) 原告とAは、昭和一一年に婚姻し、同年に長男Bをもうけたのを始めとして、二男二女をもうけるに至った。ところが、Aが昭和三五年ころから他の女性り、民族をもつようになったことを起因として両名の婚姻関係で昭和四四年にとなった。という。とはAが離婚を求めている。は、昭和四七年に至り、今度はAが離婚を求めてある。としたか、原告の方でも反訴を提起し、離婚、慰藉料支払及び財産分与を記したが、原告の第一審判決が言い渡されたが、同判決は、原告の側からの離婚請求を所に対し、Aに対し、「本件離婚訴訟」との側からの離婚請求るに、Aは、日本の主要を記したが、昭和五五年七月に控訴は乗却された。更に、Aは、最高裁判所に提出し、の昭和五五年七月に控訴は乗却された。更に、Aは、最高裁判所に提出し、受命裁判官の勧告、説得により、前記のとおり和解が成立した。

(甲一から六まで、同一九、証人B、原告本人) (二) 本件離婚訴訟においては、第一審段階から和解が試みられたが、当初Aが 原告に財産を分与することを一切拒んでいたため、和解は難航しな。また、Aは、 本件土地含むその所有土地(以下、これらの土地を「袋町の土地」という)。と 建物を所有し、右建物に居住していたが、その住居の門の敷地等として使用とてい た当時原告の所有名義となっていた北町の土地をもAの所有に属するものであ 主張していた。また、これを一つの契機として、長男Bは、昭和四八年、石離婚 主張していた。また、これを一つの契機として、北町の土地を原告から買いる 監を原告側に有利に展開させる目的もあって、北町の土地を原告から買いる の登記名義を自己に移し、Aに対しその明渡しを要求するようになり、昭和五三年 には、Aを被告として右土地の明渡請求訴訟を提起した。昭和五三年に右訴訟和解 一審判決があったが、その後、本件和解にBが利害関係人として参加し、前記和解 において右明渡請求訴訟を取り下げるに至っている。(甲三、同七の一、二、同人の一から三まで、同九、同一一、同一五の一、 二、同一九三証人B、証人C、原告本人

(三) 本件離婚訴訟においては、第一審判決も第二審判決も、袋町の土地と北町の土地を併せて一区画としてその評価額を算出して、これを財産分与を命ずる判断の前提としている。また、本件土地は、袋町の土地の北側部分にあるが、間口が一・四メートル弱しかなく、それだけでは、建築基準法上その上に建物を建築することが不可能な土地であることは前記のとおりであり、原告及びBは、本件土地を取得後は、本件土地と北町の土地を一体として利用ないし処分することを前提として、本件土地の分与を受ける内容の和解に応じたものであった、。(甲一、同二、同一七から一九まで、証人B、原告本人一

2 以上のとおり、Aと原告との離婚に伴う財産分与として本件土地をAが原告に譲渡するどういう内容の和解が、永年にわたる離婚訴訟の過程で双方の十分な検討を経た結果成立したものであり、しかも、前記のとおり、本件土地はこれを単独に利用したのでは建物の敷地として利用することも困難な土地であり、現にもともは原告の所有に属しておりその後いわば訴訟対策のためともいえるような形でBには原告の所有に属しておりその後いわば訴訟対策のためともいえるような形でBに設定された北町の土地と一体として利用されていたこと等からすれば、右和解におけるAと原告との間での合意内容の合理的な意思解釈としても、特段の事情のないは、この和解によって分与された本件土地については、原告側でこれを北町の土地と一体として利用あるいは処分することがその前提とされていたものと推認するのが相当である。

すなわち、本件財産分与の和解においては、原告とAとの間で、北町の土地と併せて一体として利用ないし処分することを前提とした場合の本件土地の価額に相当する資産を財産分与する旨の合意が成立したものと認めることができ、したがって、本件和解においては、右のような前提による本件土地の評価額に相当する財産分与請求権が合意によって確定されたものであり、このような評価額が本件土地の取得費になるものと解するのが相当である。

3 これに対し、被告は、原告が、本件和解の過程で、当初は旧A所有地のうちの北町の土地とは反対側にある南側部分の分割取得を希望していたこと、前記北町の土地の明渡訴訟において、Bが、北町の土地はそれ自体単独で利用することが主な土地であり、同人あるいは裕文社の駐車場用地として使用する予定であると主張していたこと、更に、Aが、本件土地の財産分与による譲渡所得についる三億五二入金額を本件土地と北町の土地とを一体の土地として評価した価額である三億五二五万円としてした被告の決定を不服として、審査請求等を申し立てて争い、不会を担いともである。とはできない。これを争わずに確定させていること等からして、本件工地の価額をこれを北町の土地と一体として際は、原告とAとの間で、本件土地の価額をこれを北町の土地と一体としてきないとを前提として評価すべき旨の合意があったものと推認することはできないとまする。

しかしながら、前記1において認定したような事実関係に加えて、右北町の土地の 明渡訴訟の過程で、Aの側でも、本件土地と北町の土地とはこれを一括利用するの でなければ有効な活用が図れない状況にあるとの主張を行っていたことが認められ る(甲一五の一)こと等からすれば、本件和解に際しても、Aの側で本件土地のみ を単独で利用、処分したのではその有効な活用が図れないとの認識を有していたこ とが優に認められるものというべきであり、被告の主張するような事実があるから といって、右のような推認を排して、本件和解が、その土地単独ではその上に建物 を建築することも不可能な本件土地を、その単独利用した場合の価額を前提とし て、Aから原告に財産分与として分与するという趣旨のものであったと解すること は、著しく不合理なものというべきである。更に、被告の主張するAからの審査請 求における同人の主張内容についても、右審査請求においては、Aは、主として、 本件土地はもともと実質的にはAと原告との共有に属していたものと考えられるか これを財産分与として原告に譲渡した場合に譲渡所得が生じたものとして課税 を行うことが失当であること、また、課税を行うとしても、本件のような場合その 譲渡価格の評価は相続税評価額によるべきこと等を主張して、被告の決定を争って いたものであることが認められる(甲一三)から、右のような事実も、未だ前記の ような推認を覆すまでには至らないものというべきである。

4 なお、本件土地の取得時期を所有権移転登記の時点である昭和五七年三月二七日とすべきかそれともその現実の引渡日である同年七月三一日とすべきかについて

は、前記のとおり、当事者間に争いがある。

しかしながら、右和解の調書においては、本件土地を財産分与として原告に譲渡するについて、Aが同年七月末日限り本件土地上の建物部分、門扉、塀等の構築物を収去して本件土地を原告に明け渡すべき旨が合意されていること(甲三)からすれば、原告による本件土地の取得時期をどの時点と解すべきかということとはかかっている本件土地を前記のような前提による評価額によって原告に分与する旨が合きれている本件土地を前記のような前提による評価額によって原告に分与する目がある。 立して使用することを前提として評価すべきかそれとも北町の土地と一体としずれて使用することを前提として評価すべきかそれとも北町の土地と一体としずれの時点とするかによって差異は生じてこないものと考えるのが相当である。 三本件土地の取得費の額について

1 右のとおり、本件土地の取得費を、本件土地を北町の土地と一体として利用、処分することを前提とした場合の本件土地の評価額と考えた場合、まずその価額を二億八四三四万円と評価すべきものとする鑑定評価(乙六)が存在する。右の鑑定は、本件土地を北町の土地と一体として利用、処分することを前提としな

右の鑑定は、本件土地を北町の土地と一体として利用、処分することを前提としながらも、本件土地の評価額を求める方法としては、標準価格と考えられる価額の平方メートル当たり七五万八〇〇円)に間口狭小、間口に対する規模過大等の大力に間の土地を併合することによって得られる増価額を加算するというた場面であれている。しかし、この点については、本件土地を北町の土地と併合られる場面を収入があるのであれば、むしろ端的に、本件土地の標準価格と考えられる要とによるであるのであれば、むしろ端的に、本件土地の標準価格と表えらな要には、崖地及びのり地が含まれていることが挙げられる。)による減価率(合き、そのような方法が許されるものとするというないところであり、そのような方法が許されるものとするとれないではないところであり、そのような方法が許されるものとするともあるの評価額が三億一〇〇〇万円から三億二〇〇〇万円程度となる余地もある。

2 そもそも、ある時点における土地等の資産の客観的な価額というものは、鑑定等によって常に一義的に特定されるという性質をもつものではなく、ある程度の幅をもった範囲内の価額として観念されるべきものであることはいうまでもないところである。したがって、その評価の基準となる時点とさほど遠くない時期にその資産について現実に売買等が行われている場合には、その取引の価格がとくに異常なものであることが認められるといった特段の事情のない限り、その売買価額をもってその価額とすることも十分に合理的な根拠を持つものと考えられる。

本件土地については、前記のとおりその価額評価の基準時を昭和五七年三月二七日とすべきかそれとも同年七月三一日とすべきかはともかくとして、いずれにしてもる売買契約が締結されている事実があることは前記のとおりであり、しかも、この売買代金額は銀行の融資のための審査を経て決定された金額であることから(証人B)、決して異常な金額とはいえないものであることがうかがえるし、また前記の鑑定結果の対比においても、異常に高額なものとはいえないものと考えられる。なお、課税庁である被告自身も、審査裁決によってこれと異なる判断が示される前の段階では、本件土地の価額を右の三億五二五〇万円であるとして、Aに対する課税処分を行っていたことは前記のとおりである。

3 以上のような事実関係からすれば、本件土地の取得費を二億八四三四万円とすべきものとする被告の予備的主張も採用することができず、本件土地の取得費を三億五二五〇万円であるとして原告のした申告が、誤ったものであるとまですることは困難なものといわざるを得ない。

四 結語

活局、本件土地の取得費は、原告の主張するとおり三億五二五〇万円と認めるべきこととなるから、本件土地の裕文社への譲渡による分離短期譲渡所得の金額は零円となり、これに伴って、これ以外の課税総所得金額も、原告の主張するとおり四二六万五〇〇〇円となることになる。

(裁判官 涌井紀夫 市村陽典 小林昭彦)